公営住宅法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和８年 11 月 11 日
国土交通省住宅局
住宅総合整備課

国土交通省では、令和８年９月 10 日（木）から 10 月 10 日（土）までの期間において、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令案」について意見募集を行いました。寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方を別添のとおり取りまとめましたので公表いたします。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました皆様方に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

（１）意見募集期間：令和８年９月 10 日（木）から令和８年 10 月 10 日（土）

（２）周　知　方　法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

（３）意見提出方法：電子メール、e-Gov 意見提出フォーム、郵送

２．意見数

提出意見　９件

※１件の提出意見に複数の意見が含まれる場合もあります。

３．お問合せ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課　パブリックコメント担当
電話番号　　03－5253－8111

（別紙）

ご意見の概要及びご意見に対する考え方

・合計 ９件※のご意見等をいただきました。※１件の提出意見に複数の意見が含まれる場合もあります。
・本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

	ご意見・ご質問	ご意見・ご質問に対する考え方
1	公営住宅の入居者選考や収入認定において、フリマアプリやネットオークション、オンラインサービス等を通じた収入の把握を強化し、無申告・過少申告による収入認定の誤りを防ぐべきである。特に、継続的・反復的な売買や転売等による利益について、必要に応じて取引履歴や収入状況を確認できる仕組みを整備し、実態に即した適正な収入認定を行うことを求める。また、隠れた収益を見逃さないことで、公営住宅が真に住宅に困窮する低所得世帯へ公平に供給される制度運用を徹底すべきである。	公営住宅法上、入居者は毎年度収入の申告をすることとされているところ、収入申告が正確なものとなるよう、公営住宅法第34条において、入居者や雇主、取引先等の関係人に対する収入状況の報告の請求に係る規定を定めており、事業主体が自ら収入調査を行い、収入申告の真偽を調査・確認できる手だてを法制度上整備しているところです。
2	少子化対策を進めるためには、妊娠・出産期の支援だけでなく、「高校を卒業するまで安心して育てられる環境」の整備が不可欠であり、その中でも住宅は、子育ての基盤となる最も重要な生活環境の一つ。物価や住宅費の上昇により子育て世帯の負担が増していることから、公営住宅については、低所得世帯だけを対象とするのではなく、子育て世帯や多子世帯が安心して暮らせるよう、子どもの人数や年齢に応じた家賃の大幅な減免、子育て世帯への優先入居、十分な広さの住宅の確保、住宅取得や家賃に対する継続的な支援など、入居条件や家賃負担についてさらなる支援を検討していただきたい。	今般の改正では、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえたものであり、また、扶養親族がる場合についても控除を行うなど、子育て世代の状況を踏まえた措置について、所得税法の措置に倣い講じているところです。 なお従前より、子育て世帯については、地域の実情に応じて事業主体の判断により入居者選考において優先的な取り扱いが可能となっております。
3	本改正は、令和9年度の所得（令和10年3月15日の確定申告）分から対象となる理解でよいのか。	改正内容の適用については、令和9年度ではなく令和９年分の所得になります。
4	ひとり親控除については、子の適用所得額についての改正が先行して行われるが、その分は改正しなくてよいのか。	ひとり親に係る子の適用所得額については、令第１条第３号トにおいて所得税法の規定に則る形としておりますため、ご指摘の点は反映されているものと承知しております。
5	所得税と地方税で、基礎控除が最大で52万円も乖離が発生しているが、市営住宅の政令月収の算定や減免の適用でも、その分の調整が必要なのではないか。今回の政令改正で、なぜそれが行われていないのか。国交省にはその点の問題意識がないのか。	今後の施策の参考とさせていただきます。
6	公営住宅制度におけるひとり親控除を35万円から38万円へ引き上げることには賛成します。しかし、3万円の引上げだけで、現在の物価高やひとり親家庭の実際の生活負担を十分に反映できるのか疑問です。	今後の施策の参考とさせていただきます。
7	そもそも昨今の最低賃金1500円に向けた毎年の上昇幅が大きく月収も増えている状況です。 しかし月収基準の額は据置で変わっていません。 収入超過者の基準を昨今の最低賃金の上昇幅に合わせ変更するべきではないでしょうか。	今後の施策の参考とさせていただきます。
8	外国人は対象外とし、日本人のみを増額してください。	公営住宅法上、入居者の国籍等を理由とした差別的な取り扱いは認められておりません。

9	施行日を令和10年1月1日とせず、所得税法のひとり親控除引上げの適用開始に合わせてください。概要は、所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)第81条による控除額の35万円から38万円への引上げに、公営住宅の収入計算を合わせるとしています。公営住宅法施行令の収入は、入居資格(法第23条)と家賃(法第16条)の基礎です。施行が約1年3か月後だと、税の控除は上がっているのに公営住宅の収入だけが高く計算され、ひとり親世帯の入居判定と家賃が不利なまま残ります。経過措置の対象と計算方法も概要では読み取れないため、新旧の控除額をどの収入年度に使うかを条文案に明記してください。	今般の所得税法の改正により、令和9年所得より新たなひとり親控除が適用されることとなります。公営住宅における収入の計算は過去１年間における所得から計算を行うため、新たなひとり親控除が適用されるのは所得税法の適用後１年が経過する令和10年1月1日以降になることから、施行日を設けたものになります。
10	就職氷河期世代、単身の生活困窮者、高齢者など、住居の確保が困難な人々にとって公営住宅は重要な居住セーフティネットである。このため、制度改正に伴う入居収入基準の厳格化や単身者の入居制限、退去を促すような運用は行わず、入居機会の維持・拡大と柔軟な入居要件の整備を求める。また、物価高や実質賃金の低迷が続く中、公営住宅の家賃算定方法の見直しに当たっては、入居者の負担増につながる家賃引上げを抑制し、居住の安定確保を最優先とした制度運用を徹底すべきである。	今後の施策の参考とさせていただきます。